## 2022年度 公文書開示状況(8月決定分)デジタルサービス局

_	<i></i>																
						決定	区分	}		(木	退拠	規規	<u>E)</u>	条例	列フ	条	
月整理番号	請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	作用 右	存否応答拒否	1 号	2号	3 号	4号	5号	6 号	7 号	8 号	9 非開示理由等 所管局部課等
1	R4. 7. 1	R4. 8. 30	- 31戦戦総第139号 - 31戦戦総第175号 - 2戦戦総第668号 - 3 デ総総第10号 - 3 デ総総第55号 - 3 デ総総第55号 - 3 デ総総第56号 - 3 デ総総第348号 - 3 デ総総第387号 - 3 デ総総第387号 - 3 デ総総第389号 - 3 デ総総第389号 - 3 デ総総第389号 - 3 デ総総第389号 - 4 デ総総第153号	23		1				1	1						・個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため。(条例第7条第2号) ・法人又は個人の事業に関する情報であって、公にすることにより当該法人又は個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるものに該当するため。(条例第7条第3号)